



# 資料編

# 1 パブリックコメント

## ■ 意見募集期間

2025（令和7）年12月8日から2026年（令和8）年1月6日まで

## ■ 実施方法

「ぐんまネイチャーポジティブ戦略（2026-2030）」（案）を群馬県ホームページに掲載

## ■ 実施結果

意見総数 0件

## 2 ぐんまネイチャーポジティブ戦略策定経緯

開催日	名称	内容
2025（令和7）年 4月17日	第1回ぐんまネイチャーポジティブ戦略（仮称） 策定検討委員会	ぐんまネイチャーポジティブ戦略（仮称）に ついて
2025（令和7）年 7月3日	第2回ぐんまネイチャーポジティブ戦略（仮称） 策定検討委員会	・骨子案について ・現状分析について ・目標達成に向けた4つのテーマについて
2025（令和7）年 9月30日	第3回ぐんまネイチャーポジティブ戦略（仮称） 策定検討委員会	ぐんまネイチャーポジティブ戦略素案につい て
2025（令和7）年 11月7日	群馬県自然環境保全審議会自然環境部会	ぐんまネイチャーポジティブ戦略（2026- 2030）素案について（報告）
県民意見提出制度に基づく意見募集（パブリックコメント）の実施 ＜2025（令和7）年12月8日から2026年（令和8）年1月6日まで＞		
2026（令和8）年 1月29日	群馬県自然環境保全審議会自然環境部会	「ぐんまネイチャーポジティブ戦略（2026- 2030）」について（諮問）
2026（令和8）年 3月16日	第4回ぐんまネイチャーポジティブ戦略（仮称） 策定検討委員会	ぐんまネイチャーポジティブ戦略（2026- 2030）について

### 3 ぐんまネイチャーポジティブ戦略（仮称）策定検討委員会委員名簿

2026（令和8）年3月現在

職	氏名	所属等
委員長	水口 剛	公立大学法人高崎経済大学 学長
副委員長	吉井 広始	群馬県自然環境調査研究会
委員	市田 智之	サントリーホールディングス株式会社 サステナビリティ経営推進本部 （地域共創）天然水の森グループ スペシャリスト
委員	齋藤 ゆかり	有限会社後閑養鶏園 取締役
委員	西部 沙緒里	株式会社ライフサカス 代表取締役 公益財団法人群馬県観光物産国際協会 理事
委員	福嶋 誠	有限会社きたもっく 代表取締役
委員	夫馬 賢治	株式会社ニューラル 代表取締役CEO
委員	松井 孝夫	丸五ファーム体験農園 園主 NPO法人奥利根自然センター 事務局長

## 1 実施概要

### ■ 実施目的

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する関係団体と専門家に、県内のネイチャーポジティブに関する現状と課題、産業や文化の状況及び今後に向けた意見等について情報収集を行い、本戦略の方向性を検討する参考とした。

### ■ 対象者

- (1) 群馬県自然環境調査研究会
- (2) 里山の花畑・里の小屋友の会
- (3) 利根沼田森林組合

### ■ 実施時期

2025（令和7）年6月24日及び27日

## 2 ヒアリング結果概要

### (1) 群馬県自然環境調査研究会 (2025 (令和7) 年6月24日 (火))

- ・群馬県の自然環境の現状：開発が進み、特に東毛地域で自然環境が悪化してきている。
- ・生物多様性保全の課題：人材不足、データ不足、教育システムの問題が現在の大きな課題である。
- ・自然環境の認識：自然環境を県の財産として県民が認識し、保全と活用のバランスを取る必要がある。
- ・エリア別の課題：奥山、里地里山、市街地それぞれに異なる課題がある。

### (2) 里山の花畑・里の小屋友の会 (2025 (令和7) 年6月27日 (金))

- ・自然共生サイトの生物多様性：ホタルや昆虫、植物など多様な生物が生息しており、適切な管理を行うことで維持している。過度な整備を避け、適度な藪や草地を残すことで生物多様性を維持している。
- ・自然共生サイト増加の課題：市町村の自然環境担当者の不足と、申請手続きの複雑さが、普及が進まない課題とならぬかと考えている。
- ・行政との連携：自然共生サイトの拡大は、県と市町村の連携強化、情報提供の充実が必要である。

### (3) 利根沼田森林組合 (2025 (令和7) 年6月27日 (金))

- ・SGEC認証の取得：群馬県で初めて取得したが、今のところ普及が進んでいないため収入には直接繋がっていない。
- ・林業の課題：群馬県内では木材の需要低下していることが人材不足につながり、課題になっている。
- ・獣害問題：林業者の減少により、人里に降りてくる鹿やイノシシ、ツキノワグマが増え、被害が増加している。
- ・環境教育の必要性：若い世代への林業教育が不足しており、教育の普及が必要である。

## あ行

### 愛知目標

2010（平成22）年の生物多様性条約締約国会議（COP10）で採択された、生物多様性に関する2011（平成23）年から2020（令和2）年までの世界目標（戦略計画2011-2020）の中で、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するために盛り込まれた20の個別目標のこと。

### 維管束植物

維管束（シダ植物と種子植物の根・茎・葉の中を通る篩部（しぶ）と木部からなる束状の通道組織）をもつ植物。

## か行

### 海洋プラスチックごみ

海洋中に流出したプラスチックごみのこと。海洋生物の誤飲・誤食・絡まりや海浜植物の生育阻害といった直接的な被害だけでなく、水産資源にも大きな影響を与えている。現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されている。

### 外来種

人間によって意図的にまたは偶発的に、過去の、または、現在の自然分布域外に導入された種。

### 河岸段丘

川の流れに沿ってつくられた階段状の地形。

### 褐色森林土

火山灰の影響の少ない山地・丘陵地に分布する褐色あるいは黄褐色の次表層をもつ土壌。

### 褐色低地土

沖積低地の中では最も乾いた土地にある、黄褐色の次表層を持つ土壌。自然堤防、扇状地などの地下水位が低い地帯に主として分布する。

### カーボンニュートラル

排出される二酸化炭素と、森林などによって吸収される二酸化炭素が同じ量であること。我が国の取組においては、二酸化炭素だけでなく、メタン、一酸化二窒素、フロンガスも含む温室効果ガスの排出量が、吸収量を差し引いてゼロになることを指す。2020（令和2）年10月の臨時国会では、菅内閣総理大臣により、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことが宣言された。

### 環境ラベル

商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを示すマークや目じるしのこと。製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボルまたは図形・図表を通じて購入者に伝達するもの。

### 環境省レッドリスト

日本国内で絶滅のおそれがある野生生物のリストです。専門家による科学的な評価に基づき、絶滅の危険度に応じて分類されている。

### 気候変動

自然変動による、または、人間の活動の結果としての、経時的な気候の変化をいう。この用法は、気候変動を、直接的または間接的に人間の活動に起因し、地球大気の組成を変化させ、同期間の自然の気候変動に加えて観察される気候の変動と定義する国連気候変動枠組条約のものとは異なる。

### 希少野生動植物

国内外に生息する絶滅のおそれのある野生生物のこと。これらの種を保存するため、1993（平成5）年4月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）が施行された。種の保存法では、「国内希少野生動植物種」としてレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種（絶滅危惧I類、II類）のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきたしているものの中から指定している。国際希少野生動植物種については、ワシントン条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定に基づいて指定している。

### グライ土

気候帯というよりも、地形により地下水が高い地域に生成される土壌タイプで、土壌が冠水した還元状態で土壌中の鉄の化合物が還元され、溶解度の高い酸化鉄となって水中に溶出し、青灰色の層が冠水部分に形成される。

### 黒ボク土

主として母材が火山灰に由来し、リン酸吸収係数が高く、容積重が小さく、軽しような土壌である。有機物が集積して黒い色をしていることが多く、黒くてホクホクしていることから黒ボク土と呼ばれる。

### 昆明・モンリオール生物多様性枠組

2022（令和4）年12月に採択された生物多様性に関する世界目標のこと。新枠組は、2050年ビジョン、2030年ミッション、2050年グローバルゴール、2030年グローバルターゲット、及びその他の関連要素から構成されている。2030年グローバルターゲットには、日本が特に重視している30by30や自然を活用した解決策などの要素に加え、進捗を明確にするために8個の数値目標が盛り込まれた。

## さ行

### 再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの自然の力を利用して作るエネルギー。

### サーキュラーエコノミー

資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体。

### 30by30アライアンス

30by30目標達成に向けた取組をオールジャパンで進めるための企業・自治体・団体による有志連合。アライアンス参加者は、30by30目標達成に向けた直接的な保全地域の確保又は保全活動の支援に取り組み、その内容を発信していくこととなっている。

### 30by30目標

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022（令和4）年に開催されたCOP15において、新たな世界目標である「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に盛り込まれた。

### 30by30ロードマップ

日本国内で「30by30目標」を実現できるよう、その行程と具体策を示したもので、2022（令和4）年4月に公表された。

### 在来種

自然分布域に生息する生きもののこと。

### 里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、里山林や野草地などの利用を通じた自然資源の循環が少なくなることで、大きな環境変化を受け、里地里山における生物多様性は、質と量の両面から劣化が懸念されている。

### 自然共生サイト

環境省では、30by30目標達成に向け、2023（令和5）年度から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を専門家が評価して、環境省が公式に認定する「自然共生サイト」の仕組みを始めた。

また、この仕組みをさらに推進するため、2025（令和7）年4月1日に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行され、自然共生サイトは法律に基づく認定制度となった。

この法律では、次のような活動が行われている区域が自然共生サイトとして認定される。

- ①企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する活動
- ②市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動

## 自然資源

土壌、水、植物、野生生物など、人間のニーズに応える上で価値のある自然環境の特徴または構成要素。経済的な価値を持つもの（木材など）と、「非経済的」な価値を持つもの（景観の美しさなど）がある。

## 自然資本

森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然界で発生する資源のストックのこと。生態系サービスは、自然資本から生み出されるフローと捉えることができる。このように、自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方が注目されている。

## 自然を活用した解決策（NbS : Nature-based Solutions）

健全な自然生態系が有する機能を活かして社会課題の解決を図る取組。主目的の課題解決に加え、複数の効果をもたらすという特徴を有す。気候変動を始め様々な分野において注目され、国連気候変動枠組条約や生物多様性条約における議論でも定着しつつある。国際自然保護連合（IUCN）が2009（平成21）年に提唱した概念であり、国連環境計画（UNEP）では、2022（令和4）年に「社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、同時に人間の福利、生態系サービス、強靱性、生物多様性への恩恵をもたらす、自然または改変された陸上、淡水、沿岸、海洋生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動」と定義している。

## 湿原

泥炭が堆積した上に形成される草原で、泥炭地とも呼ばれる。一般に寒冷な気候条件の下に発達する。この条件のもとでは、枯死した植物の腐敗・分解が妨げられるの

で、遺体は泥炭となって堆積し、その上に次々と草原が生育していくことになる。

## 湿地

沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域のこと。湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水池、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれる。特にラムサール条約で定められた基準に従って指定された地域は「ラムサール条約湿地」と呼ばれる。

## 循環型社会

製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。）とし

ての処分をいう。)が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

### 白未熟粒

稲の登熟期に十分な気温が得られないなどの理由で、籾(もみ)の中でデンプンの蓄積が不十分だったために白く濁って見える米粒のこと。

### 針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林のことであり、一般的に公益的機能が高いとされている。

### 人工林

種を育て植えるなどのように人手をかけて作られていく森林。

### 森林限界

高緯度地方や高山の森林分布の限界。高緯度地方では亜寒帯と寒帯の境に生じ、北半球では北緯60～70度付近。高山では亜高山帯と高山帯の境に生じ、本州中部では2400～2600メートル付近にある。

### 生態系サービス

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられている。これらの恵みを総称して「生態系サービス」と呼ぶ。国連が発表したミレニアム生態系評価報告書(MA)では、生態系サービスを「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」の4つに分類している。

### 生物相

特定の地域に生息・生育する生物種のリストのこと。

### 生物多様性

すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかなを問わない。)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

### 生物多様性基本法

生物多様性基本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とし、2008(平成20)年5月に議員立法により成立し、同年6月に施行された。

### 生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画のこと。

## 生物多様性条約

希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的とする既存の国際条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）等）を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして、1992（平成4）年5月に採択、1993（平成5）年12月に発効された。本条約に基づき、1994（平成6）年から生物多様性条約締約国会議（COP）が開催されている。

## 生物多様性条約締約国会議（COP）

生物多様性条約（CBD：Convention on Biological Diversity）を結んでいる国や地域が参加している会議。生物多様性条約とは、人類の生存を支え、人類に様々な恵みをもたらす生物多様性の保全を世界全体で取り組むことを目的に1992（平成4）年につくられた条約で、2022（令和4）

年現在、締約国及び地域数は196で、1994（平成6）年から原則2年に1回開催されている。COPの後に続く数字は開催回数を表している。

COP10は2010（平成22）年に日本・名古屋で開催され、2020（令和2）年までの世界目標である「愛知目標」が採択された。

COP15は第一部が2021（令和3）年に中国・昆明、第二部が2022（令和4）年にカナダ・モントリオールで開催され、第二部では愛知目標に代わる2030年までの世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。

## 石灰岩

炭酸カルシウム（CaCO<sub>3</sub>）を80%以上含有する岩石の総称。成因的には生物遺体の積み重なったもの、または海水から化学的に沈殿してできたものがあり、一方それから削られて海流または河川流によって運ばれ、二次的に沈積したものがある。

## 絶滅危惧種

絶滅が危惧されるほど個体数や生息地が減少している種のこと。その原因は、開発による生息地の減少、密猟などの乱獲や、環境汚染等により生息数を大きく減らしたことなどが挙げられる。また、近年は地球温暖化による生息環境の変化や消失、人間が持ち込んだ外来生物などによる影響も深刻になっている。絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、データベースにまとめたものは「レッドリスト」と呼ばれる。

## 素材生産量（木材生産）

森林の木を伐採し、丸太などの製材とした量。

## た行

### 太平洋側気候

北海道から九州にいたる太平洋側における冬型気候の特徴をなすもの。季節風は山を越えて北または西から吹き、多照・乾燥の天気が多い。

## 多湿黒ボク土

地下水の影響で湿っている黒ボク土。黒ボク土の分布域に接する台地間の谷底、台地内の谷地、沖積低地に分布が広いが、排水の不良な台地にも分布している。

## 脱炭素社会

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条の2において、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。」とされ、いわゆるカーボンニュートラルが実現された社会と解される。カーボンニュートラルについては、2015（平成27）年パリ協定において、世界共通の長期目標として、「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」とされており、我が国においても2020（令和2）年10月に政府として「2050年までにカーボンニュートラルを目指す」ことが宣言されている。さらには、

2021（令和3）年4月の地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、「2050年目標と統合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」ことを表明している。

## 暖湿流

湿った暖かい気流が東シナ海方面から日本列島に向かって舌のような形で流れ込む現象。梅雨期に多く発生し、大雨をもたらす。

## 地域生物多様性増進法

2025（令和7）年4月1日に施行された日本の法律で、企業などが地域で行う生物多様性に関する活動を促進するため、活動の認定制度や手続き簡素化などを定めている。ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、自然と共生する社会の実現を目的としている。

## 地球温暖化

別段の記載がない限り産業革命前の水準に対して示される、30年平均の、あるいは特定の年または特定の10年間を中心とした30年間の予想される全球平均地表温度の上昇。過去そして未来にまたがる30年間に関しては、現在の数十年にわたる温暖化傾向は続くと言われている。

## 地球サミット

1992（平成4）年にブラジル・リオデジャネイロで行われた「国連環境開発会議（地球サミット）」。「環境と開発に関するリオ宣言」やそれを具体化するための「アジェンダ21」が採択されたほか、気候変動枠組条約や生物多様性条約が署名されるなど、今日に至る地球環境の保護や持続可能な開発の考え方に大きな影響を与えた。

## 沖積地

今から約1万年前から現在までの時代に、河川の氾濫などで土砂が堆積して出来た新しい土壌の土地。

## 超塩基性岩

珪酸の含有量が45%以下の火成岩を指し、地下のマントル物質に由来すると考えられているかんらん岩や、かんらん岩が蛇紋岩化作用を受けて鉱物中に水を取り込み、変質した蛇紋岩がこれにあたる。いずれも珪酸分が少ないため、黒みを帯びた色をしている。

## 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。指定された生物の取り扱いについては、輸入、放出、飼養等、譲渡し等の禁止といった厳しい規制がかかる。

## 特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下、で栽培された農産物。

## な行

### 内水面漁業

河川や湖沼で行われる漁業。

### ネイチャーポジティブ

日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指す。今の地球は過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態にあり、この状況から、これまでの自然環境保全の取り組みだけでなく、経済から社会、政治、

技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていこうというのがネイチャーポジティブの趣旨。2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や、2021（令和3）年G7サミットで採択された「G7 2030年自然協約」などにおいてもその考え方が掲げられるなど、国際的な認知度も高まっているキーワード。

### ネイチャーポジティブ経営

個々の企業が自社の価値創造プロセスにおいて自然の保全の概念をマテリアリティ（重要課題）として位置づけた経営のこと。ネイチャーポジティブは、自然の回復力も含めてその実現を目指すことから、ネイチャーポジティブ経営は、ネイチャーポジティブを実現した経営ではなく、ネイチャーポジティブを目指す経営である。

## ネイチャーポジティブ経済

個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へ変化し、資金の流れの変革等がなされた経済。

## ネイチャーポジティブ経済移行戦略

2024（令和6）年3月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で策定、公表。「ネイチャーポジティブ経営」への移行の必要性、移行に当たって企業が押えるべき要素、新たに生まれるビジネス機会の具体例、ネイチャーポジティブ経営への移行を支える国の施策を具体化させた戦略。

## は行

### 灰色低地土

中間的な湿性状態の沖積地の土壌。日本の水田の代表的な土壌。

## パリ協定

2015（平成27）年にパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された。世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比べて2℃より十分下方に抑える「2℃目標」を設定し、1.5℃に抑える努力を追求すること等が盛り込まれている。

## 日焼け果

強い日差しにより、果実の表面が変色したり、組織が傷んだりする障害のこと。

## ヒートアイランド現象

都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することから、このように呼ばれるようになった。ヒートアイランド現象は「都市がなかったと仮定した場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態」と言うこともできる。

## 非認知能力

物事に対する考え方、取り組む姿勢、行動など、日常生活・社会活動において重要な影響を及ぼす能力。

## ま行

### マイクロプラスチック

海洋ゴミのうち、一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。

## や行

### 有機JAS認証

農薬や化学肥料に頼らない方法で生産された食品が、国が定める有機JAS規格に適合していることを第三者機関が検査・認証する制度。

## 遊漁

レジャーや趣味として魚を釣るなど、水産資源を楽しむ行為のことです。漁業とは異なり、営利を目的としない活動のこと。

## ら行

### ラムサール条約

1971（昭和46）年2月にイランのラムサールで採択された湿地に関する国際条約で、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。条約の目的である「湿地の保全・再生」と「ワイズユース（賢明な利用）」、これらを促進する「交流・学習」の3点が基盤である。本条約に基づき、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するため、各締約国がその領域内にある国際的に重要な湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局への登録を行っている。

## ランドスケープアプローチ

一定の地域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法のこと。複数の生態系を含む場において、生物多様性の保全や持続可能な利用等の複数の土地利用目的を多様なステークホルダーの参画により調整することも、ランドスケープアプローチに含まれるとされている。

## リトリート

日常生活から一時的に離れ、心身をリフレッシュし、自分と向き合う時間を過ごすこと。

## 緑地

一般的には、樹木や草本などの植物が主体となっている空間を意味する。都市緑地法においては、「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣

接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義されている。

## レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。国際的には国際自然保護連合（IUCN）が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGO等が作成を行っている。環境省では、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめている。動物については、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに、植物については、維管束植物、蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の分類群ごとに作成している。

## 略称

### DX

デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術で抜本的な変革をもたらし、生活様式を向上させる考え。

### ESG投融資

財務情報だけでなく、企業の環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に関する情報（非財務情報）を考慮した投融資を行うこと。投資家・金融機関が企業価値を中長期的に評価することができ、企業および経済社会の持続的成長につながると期待されている。

### EV

Electric Vehicleの略。電気自動車。

## G7・2030年自然協約

2021（令和3）年6月に英国・コーンウォールにて開催されたG7サミットにおいて、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという世界的な任務を支える「G7 2030年自然協約」がG7として採択された。この自然協約においてG7各国は、上記の目的のための行動として、国内の状況に応じて2030年までにG7各国の陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護すること、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を基礎として、プラスチックによる海洋汚染の深刻化に対処するための行動の加速化等にコミットしている。

## IUCN

国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature）」の略称で、自然保護と持続可能な利用を推進する世界最大の国際組織のこと。

## J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2の吸収量を「クレジット」として国が認証するもの。

## SDGs

持続可能な開発目標。2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

## SGEC森林管理認証制度

日本の森林の自然・社会的条件に基づき2003（平成15）年に設立された国内森林認証で環境・経済・社会の各面から持続可能な森林経営と生物多様性・土壌・水源の保全を評価・認証する制度。

ぐんまネイチャーポジティブ戦略（2026-2030）

群馬県環境森林部自然環境課

2026（令和8）年3月発行